

令和 5 年度災害救助基準

令和 5 年 6 月 16 日現在

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 340円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	- 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 - 避難に当たっての輸送費は別途計上 - 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 340円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間	- 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 - 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額1戸当たり 6,775,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	- 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,775,000円以内であればよい。 - 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) - 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。

		○ 賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	4 供与期間は2年以内 1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,230 円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)

救助の種類	対象	費用の限度額		期間			備考		
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費		災害発生の日から7日以内			輸送費、人件費は別途計上		
被服、寝具 その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内		災害発生の日から10日以内			1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること		
		区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
		全壊 全焼 流失	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
			冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600
		半壊 半焼 床上浸水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
			冬	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内		災害発生の日から14日以内			患者等の移送費は、別途計上		
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみ)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の		分べんした日から7日以内			妊婦等の移送費は、別途計上		

	らず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	100分の80以内の額		
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の搜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当り ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 706,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000円以内	災害発生の日から3ヵ月以内（災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6ヵ月以内）	
生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与	住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯	1 生業費一件当たり 30,000円 2 就職支度費一件当たり 15,000円	災害発生の日から1ヵ月以内	1 生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものであること。 2 生業に必要な資金の貸与は、次の条件を付すものであること。 ・貸与期間は2年以内 ・無利子

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,800円 中学生生徒 5,100円 高等学校等生徒5,600円	災害発生の日から（教科書） 1ヵ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施す	1 体当たり 大人（12歳以上） 219,100円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。

	る者に支給	小人（12 歳未満） 175, 200 円以内		
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3 日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1 体当たり 3, 500 円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5, 500 円以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 138, 700 円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 （法第4条第1項）	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 （法第4条第2項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

		第 1 号に規定する都道府県等をいう。)の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める		
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第 21 条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記 1 から 7 までは掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 143 条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。
		イ 3,000 万円以下の部分の金額については 100 分の 10 ロ 3,000 万円を超え 6,000 万円以下の部分の金額については 100 分の 9 ハ 6,000 万円を超え 1 億円以下の部分の金額については 100 分の 8 ニ 1 億円を超え 2 億円以下の部分の金額については 100 分の 7 ホ 2 億円を超え 3 億円以下の部分の金額については 100 分の 6 ヘ 3 億円を超え 5 億円以下の部分の金額については 100 分の 5 ト 5 億円を超える部分の金額については 100 分の 4		

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

○^{じん}激甚災害指定基準（昭和三十七年十二月七日中央防災会議決定）

改正	昭和	四十年二月	十七日
	同	四十七年八月	十一日
	同	五十六年四月	十日
	同	五十六年十月	十四日
	同	五十七年九月	十日
	同	五十八年七月	九日
	平成	十二年三月二十四日	
	同	十二年十月三十一日	
	同	十九年二月二十七日	
	同	二十一年三月	十日
	同	二十八年二月	九日

^{じん}激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号。以下「法」という。）第二条の^{じん}激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定は次の基準による。

1 法第二章（公共施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）の措置を適用すべき^{じん}激甚災害は、次のいずれかに該当する災害とする。

A 当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第三条第一項第一号及び第三号から第十四号までに掲げる事業をいう。以下同じ。）の事業費の査定見込額が全国の都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入の総額のおおむね〇・五％をこえる災害

B 当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額が全国の都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入の総額のおおむね〇・二％をこえる災害であり、かつ、次の要件のいずれかに該当するもの

（1）都道府県が負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額が当該都道府県の当該年度の標準税収入の二五％をこえる都道府県が一以上あること。

（2）一の都道府県の区域内の市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額の総額が、当該都道府県の区域内の全市町村の当該年度の標準税収入の総額の五％をこえる都道府県が一以上あること。

2 法第五条（農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置）の措置を適用すべき^{じん}激甚災害は、次のいずれかに該当する災害とする。

A 当該災害に係る農地等の災害復旧事業（法第五条第一項に規定する農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業をいう。以下同じ。）の事業費の査定見込額が、当該年度の全国農業所得推定額のおおむね〇・五％をこえる災害

B 当該災害に係る農地等の災害復旧事業の事業費の査定見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね〇・一五％をこえる災害であり、かつ、一の都道府県の区域内における当該災害に係る農地等の災害復旧事業の事業費の査定見込額が

当該都道府県の当該年度の農業所得推定額の四％をこえる都道府県又はその査定見込額がおおむね一〇億円をこえる都道府県が一以上あるもの

- 3 法第六条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）の措置は、法第五条の措置又は農業被害見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね一・五％を超える災害により法第八条の措置が適用される激甚災害（当該災害に係る当該施設の被害見込額が五、〇〇〇万円以下と認められる場合を除く。）について適用する。

ただし、これに該当しない場合であっても、法第六条の措置（水産業共同利用施設に係るものに限る。）は、当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、かつ、次のいずれかに該当する激甚災害（当該災害に係る水産業共同利用施設の被害見込額が五、〇〇〇万円以下と認められる場合を除く。）について適用する。

（１）当該災害に係る漁船等（漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設をいう。）の被害見込額が当該年度の全国漁業所得推定額のおおむね〇・五％を超える災害

（２）当該災害に係る漁業被害見込額が当該年度の全国漁業所得推定額のおおむね一・五％を超える災害により法第八条の措置が適用される災害

- 4 法第八条（天災による被害^{じん}農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例）の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する災害（当該災害の実態により、その必要性がないと認められるものを除く。）とする。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であつて、その被害の態様から次の基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生^{じん}のつどその被害の実情に応じて個別に考慮するものとする。

A 当該災害に係る農業被害見込額が、当該年度の全国農業所得推定額のおおむね〇・五％をこえる災害

B 当該災害に係る農業被害見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね〇・一五％をこえる災害であり、かつ、一の都道府県の区域内における当該災害に係る特別被害農業者（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第二条第二項に規定する特別被害農業者をいう。）の数が当該都道府県の区域内における農業をおもな業務とする者のおおむね三％をこえる都道府県が一以上あるもの

- 5 法第十一条の二（森林災害復旧事業に対する補助）の措置を適用すべき激甚災害^{じん}は、次のいずれかに該当する災害とする。

A 当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね五％を超える災害

B 当該災害に係る林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね一・五％を超える災害であり、かつ、一の都道府県の区域内における当該災害に係る林業被害見込額が当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の六〇％を超える都道府県又はその林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね一・〇％を超える都道府県が一以上あるもの

- 6 法第十二条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例）の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する災害とする。

A 当該災害に係る中小企業関係被害額が、当該年度の全国の中小企業所得推定額（第二次産業及び第三次産業国民所得に中小企業付加価値率及び中小企業販売率を乗じて推計した額。以下同じ。）のおおむね〇・二%を超える災害

B 当該災害に係る中小企業関係被害額が当該年度の全国の中小企業所得推定額のおおむね〇・〇六%を超える災害であり、かつ、一の都道府県の区域内の当該災害に係る中小企業関係被害額が当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額の二%を超える都道府県又はその中小企業関係被害額が一、四〇〇億円を超える都道府県が一以上あるもの

ただし、火災の場合又は法第十二条の適用の場合における中小企業関係被害額の全国の中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがあるものとする。

7 法第十六条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）、第十七条（私立学校施設災害復旧事業に対する補助）及び第十九条（市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例）の措置は法第二章の措置が適用される激甚災害について適用する。

ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。

8 法第二十二^り条（罹^り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例）の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する災害とする。

A 当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域でおおむね四、〇〇〇戸以上である災害

B 次の要件のいずれかに該当する災害

ただし火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害実情に応じ特例的措置を講ずることがあるものとする。

（１）当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域でおおむね二、〇〇〇戸以上であり、かつ、一市町村の区域内で二〇〇戸以上又はその区域内の住宅戸数の一割以上である災害

（２）当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域でおおむね一、二〇〇戸以上であり、かつ、一市町村の区域内で四〇〇戸以上又はその区域内の住宅戸数の二割以上である災害

9 法第二十四条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）の措置は、公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置にあつては法第二章の措置が適用される災害、農地及び農業用施設等小災害に係る措置にあつては法第五条の措置が適用される災害について適用する。

10 上記の措置以外の措置は、災害の発生のつど被害の実情に応じて個別に考慮するものとする。

注 昭和四十年二月十七日改正の指定基準は、昭和三十九年九月の台風二十号による災害以後の災害に適用。昭和四十七年八月十一日改正の指定基準は、昭和四十七年六月六日以後に発生した災害について適用。昭和五十六年四月十日改正の指定基準は、昭和五十五年十二月一日以後に発生した災害について適用。昭和五十六年十月

十四日改正の指定基準は、昭和五十六年八月二十一日以後に発生した災害について適用。昭和五十七年九月十日改正の指定基準は、昭和五十七年一月一日以後に発生した災害について適用。昭和五十八年七月九日改正の指定基準は、昭和五十八年五月二十六日以後に発生した災害について適用。平成十二年三月二十四日改正の指定基準は、平成十二年一月一日以後に発生した災害について適用。平成十二年十月三十一日改正の指定基準は、平成十二年九月八日以後に発生した災害について適用。平成十九年二月二十七日改正の指定基準は、平成十八年十月六日以後に発生した災害について適用。平成二十一年三月十日改正の指定基準は、平成二十年十月一日以後に発生した災害について適用。平成二十八年二月九日改正の指定基準は、平成二十七年四月一日以後に発生した災害に適用。

○局地^{じん}激甚災害指定基準（昭和四十三年十一月二十二日中央防災会議決定）

改正 昭和四十六年十月 十一日
同 五十六年十月 十四日
同 五十八年六月 十一日
平成 十二年三月二十四日
同 十九年二月二十七日
同 十九年四月 十九日
同 二十年七月 三日
同 二十一年三月 十日
同 二十三年一月 十三日
同 二十八年二月 九日

激甚^{じん}災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号。以下「法」という。）第二条の激甚^{じん}災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定は、激甚災害指定基準（昭和三十七年十二月七日中央防災会議決定）によるもののほか、次の基準による。

次のいずれかに該当する災害があるときは、当該災害が激甚^{じん}災害指定基準（昭和三十七年十二月七日中央防災会議決定）に該当しない場合に限り、（１）に掲げる市町村における（１）に掲げる災害については、法第三条第一項各号に掲げる事業のうち、当該市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び法第四条第五項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて法第二章の措置並びに当該市町村が当該災害について発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る地方債について法第二十四条第一項、第三項及び第四項の措置、（２）に掲げる市町村の区域における（２）に掲げる災害については、法第五条、第六条及び第二十四条第二項から第四項までの措置（ただし書に掲げる災害については、法第六条の措置（水産業共同利用施設に係るものに限る。））、（３）に掲げる市町村の区域における（３）に掲げる災害については、法第十一条の二の措置、（４）に掲げる市町村の区域における（４）に掲げる災害については、法第十二条の措置をそれぞれ適用すべき激甚^{じん}災害とする。

（１）次のいずれかに該当する災害

- ① 当該市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第三条第一項第一号及び第三号から第十四号までに掲げる事業をいう。以下同じ。）の査定事業費の額が次のいずれかに該当する市町村が一以上ある災害（該当する市町村ごとの当該査定事業費の額を合算した額がおおむね一億円未満のものを除く。）
 - （イ）当該市町村の当該年度の標準税収入の五〇％を超える市町村（当該査定事業費の額が一、〇〇〇万円未満のものを除く。）
 - （ロ）当該市町村の当該年度の標準税収入が五〇億円以下であり、かつ、当該査定事業費の額が二億五、〇〇〇万円を超える市町村にあつては、当該標準税収入の二〇％を超える市町村

(ハ) 当該市町村の当該年度の標準税収入が五〇億円を超え、かつ、一〇〇億円以下の市町村にあつては、当該標準税収入の二〇％に当該標準税収入から五〇億円を控除した額の六〇％を加えた額を超える市町村

- ② ①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。）

(2) 次のいずれかに該当する災害

- ① 当該市町村の区域内における当該災害に係る農地等の災害復旧事業（法第五条第一項に規定する農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業をいう。）に要する経費の額が当該市町村に係る当該年度の農業所得推定額の一〇％を超える市町村（当該経費の額が一、〇〇〇万円未満のものを除く。）が一以上ある災害（上記に該当する市町村ごとの当該経費の額を合算した額がおおむね五、〇〇〇万円未満である場合を除く。）

ただし、これに該当しない場合であっても、当該市町村の区域内における当該災害に係る漁業被害額が農業被害額を超え、かつ、当該市町村の区域内における当該災害に係る漁船等（漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設をいう。）の被害額が当該市町村に係る当該年度の漁業所得推定額の一〇％を超える市町村（当該漁船等の被害額が一、〇〇〇万円未満のものを除く。）が一以上ある災害（上記に該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね五、〇〇〇万円未満である場合を除く。）

- ② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。）

- (3) 当該市町村の区域内における当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）が当該市町村に係る当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の一・五倍を超え（当該林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね〇・〇五％未満のものを除く。）、かつ、大火による災害にあつては、その災害に係る要復旧見込面積がおおむね三〇〇haを超える市町村、その他の災害にあつては、その災害に係る要復旧見込面積が当該市町村の民有林面積（人工林に係るものに限る。）のおおむね二五％を超える市町村が一以上ある災害

- (4) 当該市町村の区域内における当該災害に係る中小企業関係被害額が当該市町村に係る当該年度の中小企業所得推定額の一〇％を超える市町村（当該被害額が一、〇〇〇万円未満のものを除く。）が一以上ある災害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該被害額を合算した額がおおむね五、〇〇〇万円未満である場合を除く。

なお、この指定基準は、昭和四十三年一月一日以後に発生した災害について適用する。

注 昭和四十六年十月十一日改正の指定基準は、昭和四十六年一月一日以後に発生した災害について適用。昭和五十六年十月十四日改正の指定基準は、昭和五十六年八

月二十一日以後に発生した災害について適用。昭和五十八年六月十一日改正の指定基準は、昭和五十八年四月二十七日以後に発生した災害について適用。平成十二年三月二十四日改正の指定基準は、平成十二年一月一日以後に発生した災害について適用。平成十九年二月二十七日改正の指定基準は、平成十八年十月六日以後に発生した災害について適用。平成十九年四月十九日改正の指定基準は、平成十九年三月二十五日以後に発生した災害について適用。平成二十年七月三日改正の指定基準は、平成二十年六月十四日以後に発生した災害について適用。平成二十一年三月十日改正の指定基準は、平成二十年十月一日以後に発生した災害について適用。平成二十三年一月十三日改正の指定基準は、平成二十二年一月一日以後に発生した災害について適用。平成二十八年二月九日改正の指定基準は、平成二十七年四月一日以後に発生した災害について適用。

災害復旧に伴う主な国の財政援助

事業	国の財政援助等	
	通常災害	激甚災害
公共土木施設災害復旧事業 (河川、道路、下水道等)	公共土木施設災害復旧事業費 国庫負担法	激甚災害に対処する為の特別の財政 援助等に関する法律（以下「激甚 法」と言う）第3条第1項第1号
公共土木施設災害関連事業	河川法、道路法等	激甚法第3条
都市災害復旧事業 (街路、公園等)	予算補助	-----
公立学校施設災害復旧事業	公立学校施設災害復旧費国庫 負担法	激甚法第3条第1項第3号
既設公営住宅復旧事業	公営住宅法	激甚法第3条第1項第4号
社会福祉施設災害復旧事業 〔保護施設 老人福祉施設 障害者支援施設等 児童福祉施設 婦人保護施設〕	予算補助	激甚法第3条第1項第5項～第 9号
感染症指定医療機関災害復旧事業及び 感染症予防事業	予算補助	激甚法第3条第1項第10号及び第1 1号
堆積土砂排除事業 〔公共的施設区域内 公共的施設区域外〕		激甚法第3条第1項第12号及び第1 3号
湛水排除事業		激甚法第3条第1項第14号
農地等災害復旧事業 〔農地、農業用施設、林業用施設及び 漁業用施設の災害復旧事業〕	農林水産業施設災害復旧事業費 国庫補助の暫定措置に関する法 律	激甚法第5条
農林水産業共同利用施設災害復旧事業	同上	激甚法第6条
天災による被害農林水産業者等に対す る資金融通	天災による被害農林水産業者等に対 する資金の融通に関する暫定措置法	激甚法第8条
中小企業信用保険法による被害関係保 証の特例	中小企業信用保険法	激甚法第12条
小規模企業者等設備導入資金助成法による 貸付金の償還期間等の特例	小規模企業者等設備導入資金 助成法	激甚法第13条
事業協同組合等施設災害復旧事業	-----	激甚法第14条
公立社会教育施設災害復旧事業	-----	激甚法第16条
私立社会教育施設災害復旧事業	-----	激甚法第17条
市町村が施行する感染症予防事業に関 する負担の特例	-----	激甚法第19条
母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例	母子及び寡婦福祉法	激甚法第20条
水防資材費の補助	-----	激甚法第21条
災害（罹災者）公営住宅整備事業	公営住宅法	激甚法第22条
雇用保険法による求職者給付の支給に 関する特例	雇用保険法及び労働保険の保 険料の徴収等に関する法律	激甚法第25条
上水道災害復旧事業	予算補助	予算補助
廃棄物処理施設災害復旧事業 (し尿処理施設、ごみ処理施設等)	予算補助	予算補助
災害廃棄物処理事業	廃棄物の処理及び清掃に関す る法律第22条	廃棄物の処理及び清掃に関する 法律第22条
公的医療機関災害復旧事業	予算補助	予算補助

被害認定統一基準

被害種類	被害認定統一基準
死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。 (H13. 6. 28 内閣府政策統括官通知)
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。 (H13. 6. 28 内閣府政策統括官通知)
重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまた受ける必要があるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みの者とする。 (H13. 6. 28 内閣府政策統括官通知)
住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。 (災害に係る住家の被害認定基準運用指針【令和2年3月】)
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。 (災害に係る住家の被害認定基準運用指針【令和2年3月】)
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。 (災害に係る住家の被害認定基準運用指針【令和2年3月】)
中規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。 (令和2年12月4日付け府政防1746号「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について」)
半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。 (災害に係る住家の被害認定基準運用指針【令和2年3月】)
一部損壊 (準半壊)	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。 (災害に係る住家の被害認定基準運用指針【令和2年3月】)
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 (H13. 6. 28 内閣府政策統括官通知)
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。 (H13. 6. 28 内閣府政策統括官通知)

(注)

- (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことが出来るように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものを言う。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令第1条第1号の規定に基づく避難場所等に係る主務大臣が定める基準を定める件

制定平成16年6月29日国土交通省告示第766号

改正平成26年3月31日国土交通省告示第411号

東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成15年政令第324号）第1条第1号の規定に基づき、避難地等に係る主務大臣が定める基準を次のように定める。

一 避難場所

1 既成市街地の区域又はその周辺の地域における公園、緑地、広場その他の公共空地で、次のいずれかに該当するものであること

イ 広域避難場所

地震災害時において主として一の市町村の区域内に居住する者の広域的な避難の用に供する公共空地であって、次のいずれかに該当するものであること。

(1)面積が10ヘクタール以上のもの

(2)面積が10ヘクタール未満の公共空地で、当該公共空地に隣接し、又は近接してこれと一体的に避難場所としての機能を有する公共施設その他の施設の用に供する土地の区域との合計面積が10ヘクタール以上となるもの

(3)土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められるもの（(1)又は(2)に該当するものを除く。）

ロ 一時避難場所

地震災害時において主として近隣の住民が避難する公共空地であって、面積1ヘクタール以上のものであること（イに該当するものを除く。）。

2 臨港地区における緑地、広場その他の公共空地（港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第6項の規定により港湾施設とみなされたものを含む。）であって、概ね面積1ヘクタール以上のものであること。

3 津波避難タワー、高台その他の高所に空地が設けられた施設であって、津波からの一時的な避難の用に供するもの（次号第2項において「津波避難施設」という。）であること。

二 避難経路

1 広域避難場所又はこれに準ずる安全な場所へ通ずる道路又は緑道であって、次のいずれかに該当するものであること。

イ 幅員が15メートル以上の道路又は幅員が10メートル以上の緑道

ロ 沿道市街地における土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められる道路又は緑道（イに該当するものを除く。）

2 道路又は通路であって、一時避難場所若しくは津波避難施設又はこれらに準ずる一時的な避難の用に供する空地若しくは施設までの避難の用に供するものであること。

- 3 海岸保全区域に設置される管理用通路又は堤防スロープその他の避難用通路であつて、住民等の津波からの避難の用に供するものであること。

三 消防用施設

地震災害時において消防用水として河川の流水又は海水を容易に取水することができる構造を有する護岸等の施設であること。

- 四 消防活動が困難である区域の解消に資する道路市街地において幅員 6 メートル以上の道路からホースが到達しない区域において新設し、又は改築される幅員 6 メートル以上の道路であること。

- 五 老朽住宅密集市街地における延焼防止上必要な道路若しくは公園、緑地、広場その他の公共空地又は建築物老朽家屋が密集している地域において、地震により生ずる火災による延焼被害を防止し、又は軽減する機能を有する道路若しくは公園、緑地、広場その他の公共空地又は建築物であること。

六 緊急輸送を確保するため必要な道路、ヘリポート又は港湾施設

- 1 次のいずれかに該当する道路であること。

イ 高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路

ロ 前号の道路と次に掲げる地点のうち都道府県知事が指定するもの（以下「指定拠点」という。）とを連絡し、又は指定拠点を相互に連絡する道路（河川又は海岸堤防の管理用通路であつて、地震災害時において緊急輸送を行うことのできるものを含む。）

（1） 地方公共団体の庁舎の所在地

（2） 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条に規定する指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関若しくは指定地方公共機関又は自衛隊の庁舎、事務所等の所在地

（3） 救援物資等の備蓄地点又は集積地点

（4） 広域避難場所

- 2 次に該当するヘリポートであること。

周辺地域の経済的及び社会的条件並びに周辺における交通の状況を考慮して緊急輸送の用に供することが適当な場所に整備又は設定されるものであつて、緊急輸送の用に供される回転翼航空機が安全に離着陸でき、かつ、緊急輸送が円滑に行われる機能を有するヘリポートであること。

- 3 次に該当する港湾施設であること。

自然条件、港湾及びその周辺地域の経済的及び社会的条件、周辺の港湾の機能並びに港湾及びその周辺における交通の状況を考慮して緊急輸送の用に供することが適切な港湾における港湾施設であつて、次に該当するものであること。

イ 外郭施設

波浪等から港湾施設等を防護することにより、緊急輸送の用に供される船舶がロの基準に適合する係留施設を安全かつ円滑に利用することを可能にする機能を有す

るもの。

ロ 係留施設（係船浮標、係船くい及び船揚場を除く。）

大規模な地震の地震力に対して安全な構造であるとともに、緊急輸送の用に供される船舶が係留できる十分な長さを有し、かつ、その前面に当該船舶が係留できる十分な水深の泊地を有するもの。

ハ 臨港交通施設

(1) 次のいずれかに該当する道路及び橋梁

(イ) ロの基準に適合する係留施設と高速自動車国道、一般国道又は主要な都道府県道若しくは市町村道とを連絡するもの

(ロ) ロの基準に適合する係留施設と救援物資等の備蓄地点若しくは集積地点又は避難地のうち都道府県知事が指定するもの（以下「備蓄地点等指定拠点」という。）とを連絡するもの

(ハ) 備蓄地点等指定拠点と高速自動車国道、一般国道又は主要な都道府県道若しくは市町村道とを連絡するもの（備蓄地点等指定拠点が臨港地区内にあるものに限る。）

(ニ) 備蓄地点等指定拠点を相互に連絡するもの（備蓄地点等指定拠点の一が臨港区域内にあるものに限る。）

(2) ロの基準に適合する係留施設又は(1)の基準に適合する道路及び橋梁に隣接する駐車場

七 共同溝、電線共同溝その他電線、水管等の公益物件を地下に収容するための施設次のいずれかに該当する施設であること。

イ 共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和 38 年法律第 81 号）第 2 条第 5 項に規定する共同溝

ロ 電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第 39 号）第 2 条第 3 項に規定する電線共同溝

八 津波により生ずる被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸保全施設、河川管理施設又は津波防護施設

次のいずれかに該当する施設であること。

イ 津波による背後地への海水の浸入を防止する機能を有する海岸保全施設

ロ 想定氾濫区域のうち相当数の人口が居住し、かつ、地形その他の状況から特に津波により生ずる被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保する必要があると認められる区域に係る河川管理施設

ハ 津波防止地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 2 条第 10 項に規定する津波防護施設

九 砂防設備、地すべり防止施設又は急傾斜地崩壊防止施設で、避難経路、緊急輸送路を確保するため必要な道路又は人家の地震防災上必要なもの

次のいずれかに該当する施設であること。

- イ 家屋の密集している地域のうち、地震の発生により、土砂災害の発生する危険が著しい箇所において施工する砂防設備
 - ロ 家屋の密集している地域のうち、地震の発生により、地滑りによる被害が生ずるおそれ著しい箇所において施工する地すべり防止施設
 - ハ 家屋の密集している地域のうち、地震の発生により、急傾斜地の崩壊の生ずるおそれが特に著しい箇所について施工する急傾斜地崩壊防止施設
- 十 地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設

次のいずれかに該当する施設であること。

- イ 道路に接して設けられている自動車駐車場及びこれと一体として整備される施設、交通広場その他これらに類する施設で、地震災害時における災害応急対策の拠点としての機能を有するもの
 - ロ 河川管理施設、海岸保全施設等の応急復旧工事を実施するための空間又は設備を有する施設であって河川又は海岸に隣接するもの
- 十一 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うため必要な施設又は設備

次のいずれかに該当する施設又は設備であること。

- イ 地震災害時において災害情報又は交通の状況を迅速かつ的確に把握し、伝達又は提供を行うため必要な施設又は設備であること
- 十二 地震災害時において飲料水、食糧、電源その他被災者の生活に不可欠なものを確保するため必要な井戸、貯水槽、水泳プール、非常用食糧の備蓄倉庫、自家発電設備その他の施設又は設備

地震災害時において避難場所又は避難経路となる公園、緑地、広場その他の公共空地に設けられる井戸、耐震性貯水槽、水泳プール、非常用食糧の備蓄倉庫、自家発電設備その他の施設又は設備であること。

- 十三 地震災害時における応急的な措置に必要な救助用資機材その他の物資の備蓄倉庫

地震災害時において避難場所又は避難経路となる公園、緑地、広場その他の公共空地に設けられる救助用資機材等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫であること。

附則

この告示は、平成 16 年 6 月 15 日から施行する。

第6次地震防災緊急事業五箇年計画（堺市関連）【令和3～令和7年度】

項目	事業名	所管省庁	事業主体	施設等の位置	事業の概要	事業量	事業の内容
1	都市公園・緑地等事業	国土交通省	堺市	堺市	大仙公園 原池公園 天神公園 金岡公園 向ヶ丘（家原大池）公園	0.3 2.1 1.0 1.7 0.0	地震等により被害が生じる可能性がある地区等において、住民等の避難に供する公共空地について、整備する。
2	無電柱化推進計画事業	国土交通省	堺市	堺市	都市計画道路 大阪和泉泉南線 都市計画道路 常磐浜寺線 都市計画道路 出島百舌鳥線	0.20km 0.60km 0.50km	地震により被害が生じると認められる地区から避難地又はこれに準じる安全な場所に通じ、住民が避難のために活用できる施設を整備する。
3	緊急消防援助隊設備 整備費補助事業	消防庁	堺市	堺市、高石市、 大阪狭山市	災害対応特殊消防ポンプ車 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車 災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車 災害対応特殊化学消防ポンプ車 屈折はしご付消防ポンプ自動車 災害対応特殊小型動力ポンプ付水槽車	3 9 1 1 1 1	堺市の消防力である消防車の随時更新を行う。
	消防車両整備事業（堺市）	消防庁	堺市	堺市、高石市、 大阪狭山市	災害対応特殊救急自動車	15	
	消防行政統合システム整備 事業（堺市）	消防庁	堺市	堺市、高石市、 大阪狭山市	消防救急デジタル無線設備	1	市域の防災の中核拠点として、無線基地局を東消防署から堺市総合防災センターに移設することにより、大規模災害時等の災害対応力を強化する。
5-1	道路メンテナンス事業	国土交通省	堺市	堺市	橋梁耐震補強	25箇所	緊急交通路等における橋りょうの耐震化を行う。
	防災安全交付金（街路事業）	国土交通省	堺市	堺市	都市計画道路 諏訪森神野線 都市計画道路 新家日置荘線 都市計画道路 草尾南野田線 都市計画道路 錦浜寺南町線	1.1km 0.4km 0.8km 0.6km	広域的な防災活動を支える都市基盤の整備として、大阪府地域防災計画で指定されている広域緊急交通路等について、その機能を確保し強化を図るため整備を推進する。
	無電柱化推進計画事業	国土交通省	堺市	堺市	都市計画道路 大阪河内長野線（八下地区） 都市計画道路 南花田鳳西町線 都市計画道路 大阪河内長野線（北野田地区） 都市計画道路 諏訪森神野線（浜寺・浜寺東地区）	0.3km 1.9km 0.7km 0.6km	地震により被害が生じると認められる地区から避難地又はこれに準じる安全な場所に通じ、住民が避難のために活用できる施設を整備する。
13-5	ため池等整備事業	農林水産省	堺市	堺市	ため池整備（菅生大池）	1箇所	経年劣化による老朽化が著しいため池において対策工事を行う。
16	堺市単独配水池築造事業	厚生労働省	堺市	堺市	家原寺配水池配水池更新工事	1箇所	震災時における応急給水機能を持った配水池を整備する。
19	住宅市街地総合整備事業	国土交通省	堺市	堺市	新湊地区	53.7ha	地震時等に著しく危険な密集市街地を含む本地区において、住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）により、不足する公共施設の整備や老朽木造住宅等の建替促進を行う。

※名称は計画策定時のもの

気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の 1 回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5 年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度 階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

（注 1） 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注 2） この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注 3） 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

（注 1） 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注 2） 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度 階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱	亀裂※ ¹ や液状化※ ² が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※ ³ 。
7		

※¹ 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※² 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※³ 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長い場合、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないうつかり、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。

防 災 関 係 機 関

防 災 関 係 機 関	住 所
陸上自衛隊第37普通科連隊	和泉市伯太町官有地
海上自衛隊阪神基地隊	神戸市東灘区魚崎浜町37番地
大阪府	
大阪府政策企画部 危機管理室	大阪市中央区大手前3丁目1-43 新別館北館3階
大阪府鳳土木事務所	堺市西区鳳東町4-390-1
大阪府富田林土木事務所	富田林市寿町2-6-1
大阪港湾局（総務運営課）	泉大津市なぎさ町6-1 （堺泉北港ポートサービスセンタービル10階）
堺泉北建設管理課	堺市堺区塩浜町1
大阪府警察	
堺市警察部	堺市西区鳳東町4-390-1
堺警察署	堺市堺区市之町西1-1-17
北堺警察署	堺市北区新金岡町1-1-1
西堺警察署	堺市西区鳳東町4-388
南堺警察署	堺市南区桃山台2-2-1
中堺警察署	堺市中区深井沢町2470-17
黒山警察署	堺市美原区小平尾377-2
指定地方行政機関	
近畿農政局 企画調整室	京都府京都市上京区西洞院通 下長者町下ル丁子風呂町
近畿総合通信局 総務部 総務課	大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館
近畿地方整備局 防災室	大阪市中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎
近畿運輸局 総務部 安全防災・危機管理課	大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館
近畿地方整備局大阪国道事務所 南大阪維持出張所	泉大津市我孫子99-6
近畿地方整備局大和川河川事務所 堺出張所	堺市堺区香ヶ丘町5-9-30
大阪管区气象台 気象防災部 予報課	大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館
堺海上保安署	堺市西区石津西町20 堺港湾合同庁舎内
指定公共機関	
西日本旅客鉄道(株)大阪支社	大阪市阿倍野区松崎町1-2-12
西日本電信電話株式会社大阪支店	大阪市都島区東野田町4-15-82新京橋ビル
日本通運株式会社堺支店	堺市堺区三宅町1-1-1
大阪ガスネットワーク株式会社	堺市堺区住吉橋町2-2-19 堺ガスビルNEST西
関西電力送配電株式会社	大阪市北区中之島3-6-16
阪神高速道路株式会社 管理本部 大阪管理局	大阪市港区石田3-1-25
日本赤十字社大阪府支部 事業課	大阪市中央区大手前2-1-7
日本放送協会大阪放送局	大阪市中央区大手前4-1-20
指定地方公共機関	
南海電気鉄道株式会社	大阪市浪速区敷津東2-1-41
大阪市高速電気軌道株式会社	大阪市西区九条南1-12-62
光明池土地改良区	和泉市王子町1021-1
狭山池土地改良区	大阪狭山市大字岩室1402-2
その他	
一般社団法人大阪府トラック協会泉州支部	堺市西区浜寺石津町1-9-19
一般社団法人堺市医師会	堺市堺区甲斐町東3-2-26
堺市歯科医師会	堺市堺区大仙中町18-3
大阪狭山市・堺市美原区歯科医師会	大阪狭山市東野東1-500-1
一般社団法人堺市薬剤師会	堺市西区浜寺石津町東4-2-14
一般社団法人大阪狭山市医師会	大阪狭山市東野東1-500-1
堺市美原消防団	堺市美原区黒山6-1
阪堺電気軌道株式会社	大阪市住吉区清水丘3-14-72
泉北高速鉄道株式会社	和泉市いぶき野5-1-1

大阪府災害時医療救護活動マニュアル (基本編)

平成 28 年 1 月改定

大阪府健康医療部保健医療室医療対策課

このマニュアルは、大規模な自然災害等が発生した場合に、災害医療機関及び関係機関の協力により大阪府地域防災計画等に基づく医療救護活動が迅速・適切に行えるよう府内の災害医療関係機関がどのように行動すべきかの基本指針を示したものである。

1 基本原則

- (1) 災害時に一人でも多くの患者を救命する観点から全ての災害医療機関（災害拠点病院、特定診療災害医療センター、市町村災害医療センター、災害医療協力病院）及び関係機関（消防機関、行政機関等の災害医療に関わる全ての機関）は、医療救護活動に参画し、取り組む。
- (2) 災害医療関係機関（災害医療機関及び関係機関）は、災害医療情報（各医療機関における被災情報、支援要請情報、支援提供情報等）の収集に全力を尽くすとともに、入手した災害医療情報の共有に努める。
- (3) 全ての災害医療機関は、災害が発生した場合には速やかに自宅療養可能な患者を退院させるなど、災害医療に必要な病床の確保に努める。
- (4) 災害医療機関は、患者の重症度と医療機関の受け入れ能力を踏まえた効率的な患者の流れを基本とした災害医療に取り組む。
- (5) 災害医療関係機関は、災害の規模によっては、被災地内に限らず、被災地外の医療機関にも患者を搬送する。

2 大規模な地震・自然災害（広域型災害）への対応

(1) 府の組織体制

① 災害医療本部（本部長：健康医療部長）

医療救護全体の調整を行うため、災害対策本部の下に災害医療本部を設置する。

② DMAT 調整本部（大阪府災害医療コントロールセンター）

DMAT に関する指揮、関係機関等の調整を行うため、DMAT 調整本部（大阪府災害医療コントロールセンター：大阪府立急性期・総合医療センター内）を設置する。

③ DMAT・SCU 本部

航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）において、広域医療搬送や地域医療搬送の調整を行うため、必要に応じ、DMAT・SCU 本部を設置する。

④ 地域災害医療本部（本部長：保健所長）

管内の地域医療救護全体の調整を行うため、保健所内に設置する。

(2) 災害医療情報の収集・発信

災害医療情報の収集・発信は、医療対策課（大阪府健康医療部保健医療室医療対策課）が中枢となることを原則とし、災害の発生を認知した者は、医療対策課へ直ちに把握した災害情報を報告する。

① 医療対策課

ア 医療対策課は、府内で震度 5 弱以上の地震及び大規模な自然災害が発生した場合又は発生したと判断した場合は、救急・災害医療情報システムにおける災害運用を行うとともに、災害医療機関に対し、災害医療情報を入力するように同システムの一斉通報（メール、FAX 等）で要請する。また、大阪府に災害対策本部が設置されたときは、医療対策課は災害医療本部を設置する。

イ 災害の発生が夜間・休日の場合には基幹災害拠点病院である大阪府立急性期・総合医療センターに設置される大阪府災害医療コントロールセンター（以下、「災害医療コントロールセンター」という。）が、医療対策課に代わって入力要請する。

ウ 災害医療コントロールセンターが入力要請を行った場合は、後刻その旨を医療対策課に連絡する。

エ 医療対策課は、電話回線の断絶等により救急・災害医療情報システムが機能しない場合は、防災行政無線を使用して災害拠点病院等との間で災害医療情報の収集・提供を行う。

オ 医療対策課は、救急・災害医療情報システム等を用いて、各災害医療関係機関からの災害医療情報を収集し、必要に応じてその情報を他の災害医療関係機関へ提供し、情報の共有化を図る。

② 市町村及び府保健所

ア 市町村及び府保健所は、電話回線の断絶等により救急・災害医療情報システムによる情報収集が出来ない場合は、連携・分担して災害医療情報の収集にあたりるとともに、防災行政無線等を使用して把握した災害医療情報を医療対策課又は災害医療コントロールセンターに報告する。なお、情報収集にあたっては、府保健所と市町村とが収集する情報が重複しないよう、事前に情報収集方法について協議を行うよう努める。

イ 市町村及び府保健所は、案内板の設置や広報車等により、医療救護所等の情報を住民に提供し、周知する。

③ 災害医療機関

災害医療機関は、府内で震度 5 弱以上の地震及び大規模な自然災害が発生した場合又は発生したと判断した場合は、救急・災害医療情報システムに災害医療情報を入力する。なおこれら災害時における支援提供情報に関しては、普段からの入力に努めるものとする。

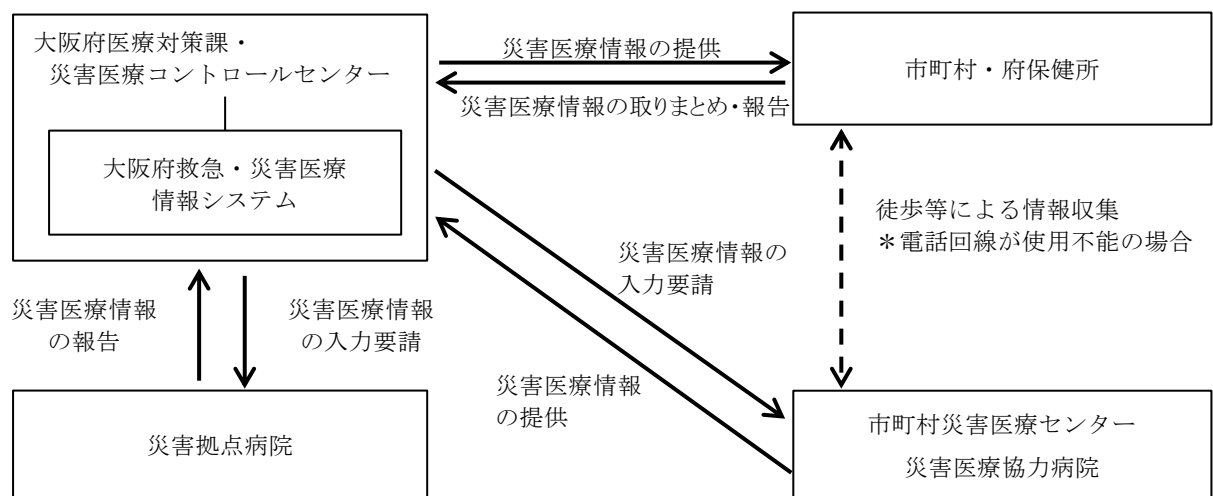
④ 災害拠点病院（基幹災害拠点病院、地域災害拠点病院）

ア 災害拠点病院は、府内で震度 5 弱以上の地震及び大規模な自然災害が発生した場合又は発生したと判断した場合は、速やかに当該病院の機能及び周辺の被災の有無及び概況、応援要請等の災害医療情報を医療対策課又は災害医療コントロールセンターに報告する。

イ 災害拠点病院は、緊急医療班の派遣を通じて災害医療に必要な情報の把握に努めるとともに、把握した災害医療情報を医療対策課又は災害医療コントロールセンターに報告する。

ウ 災害拠点病院は、電話回線の断絶等により救急・災害医療情報システムが使用できない場合、防災行政無線等を使用して把握した災害医療情報を医療対策課又は、災害医療コントロールセンターに報告する。

（図 1）大規模な地震・自然災害（広域型災害）の場合の情報の流れ



* 各災害医療機関はインターネットを利用して救急・災害医療情報システムへ災害医療情報の入力を行う。ただし、電話回線の断絶等により、救急・災害医療情報システムによる情報収集が出来ない場合は、市町村及び府保健所が連携して情報を取りまとめ、防災行政無線（電話・FAX）等を用いて医療対策課又は災害医療コントロールセンターに報告する。

(3) 医療救護班の派遣

医療救護班は、緊急医療班のほかに診療科別医療班、歯科医療班、薬剤師班に分類される。

なお、医療対策課は、医療救護班の派遣調整等にあたっては、DMAT 調整本部長や府が委嘱した災害医療コーディネーターと協議・調整しながら進める。

① 緊急医療班の派遣

ア 緊急医療班は、被災地の災害拠点病院等からの情報収集により現地の被災状況を把握し、災害の現場や応急救護所、被災地の災害拠点病院等において関係機関との連携のもと情報の共有化を図り、トリアージ、応急処置等を行う。緊急医療班には、災害派遣医療チーム（DMAT）（災害の急性期に災害現場に駆けつけ、直ちに救命医療を行うトレーニングを受けた医療チーム）を含むものとする。

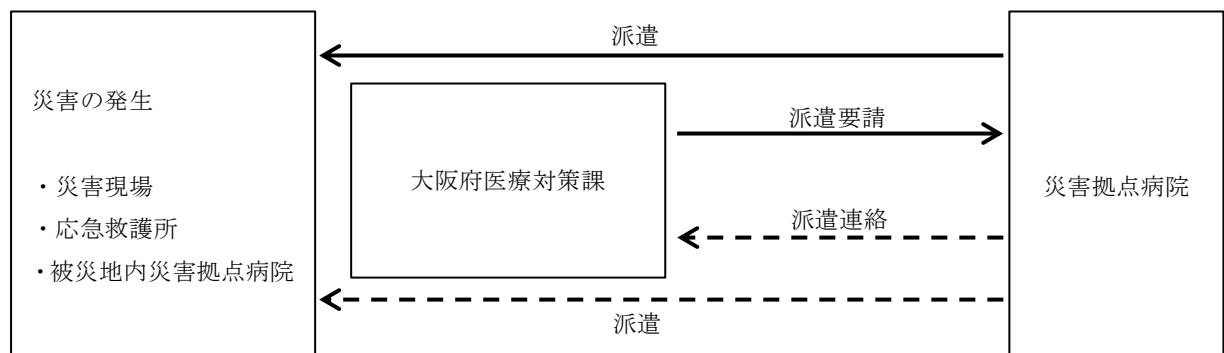
イ 医療対策課は、府内で大規模な地震・自然災害が発生し、現地医療救護活動が必要と判断した場合には、災害拠点病院に対し、災害の現場又は被災地の災害拠点病院等へ緊急医療班を派遣するよう要請する。

ウ 災害拠点病院は、府内で震度 6 弱以上の地震が観測された場合又は消防機関等からの連絡や情報収集等から、現地医療救護活動が必要と判断した場合には、医療対策課に連絡のうえ緊急医療班を派遣する。ただし、通信の途絶等により医療対策課と連絡が取れない場合には緊急医療班を派遣し、後刻医療対策課に連絡する。

エ 災害拠点病院は、緊急医療班の派遣にあたっては災害拠点病院で所有する緊急車両等を活用することを原則とする。なお、確保が困難な場合は、医療対策課へ搬送手段の確保を要請する。

オ 災害拠点病院は、緊急医療班を通じて災害医療情報を収集するとともに、収集した情報を医療対策課及び災害医療コントロールセンターへ報告する。

(図 2-1) 災害拠点病院からの緊急医療班派遣の流れ

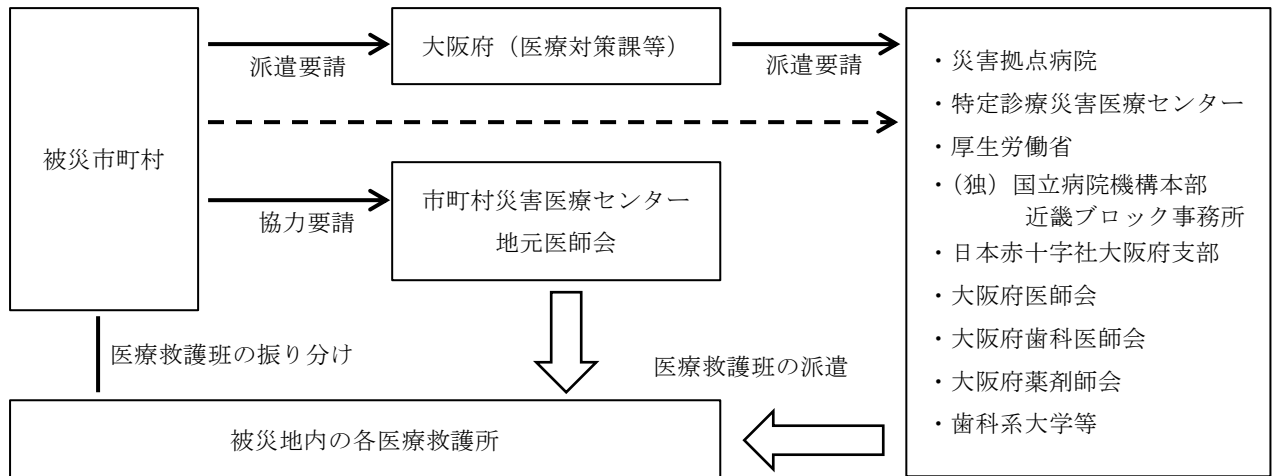


② 医療救護班の派遣

ア 市町村は、管内の医療救護所に配置すべき医療救護班（緊急医療班のほかに診療科別医療班、歯科医療班、薬剤師班）を市町村災害医療センター及び地元医師会の協力を得て、自ら編成・派遣するほか、災害の規模によっては、府保健所に設置した地域災害医療本部を通じて、府災害医療本部（医療対策課、保健医療企画課、健康づくり課、地域保健課、薬務課）並びに日本赤十字社大阪府支部に医療救護班の派遣要請を行う。

イ 府災害医療本部（医療対策課、保健医療企画課、健康づくり課、地域保健課、薬務課）は、市町村から医療救護班の派遣要請を受けた場合又は自ら必要と認めた時は、災害拠点病院、特定診療災害医療センター、厚生労働省、独立行政法人国立病院機構本部近畿ブロック事務所、日本赤十字社大阪府支部、大阪府医師会、大阪府歯科医師会、大阪府薬剤師会、歯科系大学等に必要な医療救護班の派遣を要請する。

(図 2-2) 医療救護班派遣の流れ



(4) 災害時の患者の流れ

① 被災地内

ア トリアージの原則

- (ア) 全ての患者をトリアージにより、緊急治療が必要な重症・重篤患者（トリアージタグ 赤色）、入院を要する中等症患者（同黄色）、入院を要しない軽傷の患者（同緑色）、死亡等（同黒色）に区分する。
- (イ) 大地震や自然災害等により、広範囲において多数の患者が発生している場合、直近の災害拠点病院に重症・重篤患者（同赤色）を一旦集結させ、そこから必要に応じて転送等を行うことを原則とする。

イ 災害現場での対応

- (ア) トリアージは、救急隊員及び災害拠点病院等が派遣する緊急医療班等が行う。
 - (イ) 緊急治療が必要な重症・重篤患者（同赤色）は、被災地内の災害拠点病院へ搬送する。
 - (ウ) 入院を要する中等症患者（同黄色）は、市町村災害医療センター及び災害医療協力病院へ搬送する。
- ##### ウ 応急救護所での対応
- (ア) トリアージは、緊急医療班等が行う。
 - (イ) 緊急治療が必要な重症・重篤患者（同赤色）は、被災地内の災害拠点病院へ搬送する。
 - (ウ) 入院を要する中等症患者（同黄色）は、市町村災害医療センター及び災害医療協力病院へ搬送する。
 - (エ) 入院を要しない軽傷の患者（同緑色）は、応急処置を行った後、帰宅させる。

エ 医療機関での対応

- (ア) 災害が大規模な場合、被災地内の災害拠点病院で 2 次トリアージが行われることを想定し、中等症患者は当該市町村災害医療センターに、重症患者は、当該災害拠点病院に集結させる。
- (イ) 災害医療協力病院は、被災患者が重症化した場合は当該地域の災害拠点病院へ、受け入れ能力を超える被災患者が来院した場合は当該市町村災害医療センターへ、それぞれ速やかに転送する。
- (ウ) 災害拠点病院及び市町村災害医療センターは、受け入れ能力を超える患者が搬入された場合、被災地外（他府県を含む）の災害拠点病院へ転送する。この際、災害拠点病院間の重症・重篤患者の搬送調整は基幹災害拠点病院が行う。但し、基幹災害拠点病院がその役割を担えない場合は、医療対策課が指定する災害拠点病院がその役割を担う。

(エ) 入院を要しない軽傷の患者（同緑色）は、応急処置を行った後、帰宅させる。

② 被災地外

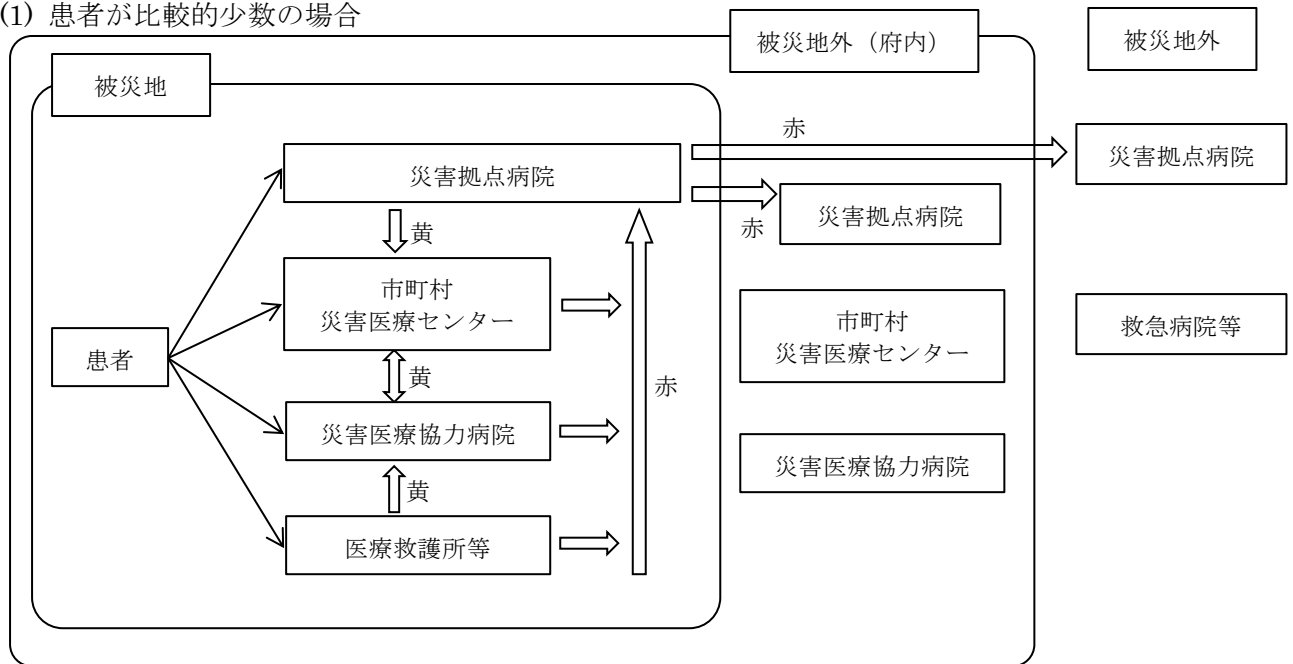
ア 災害拠点病院は、重症・重篤患者を受け入れるとともに、症状の安定した患者を主として同一二次医療圏内の市町村災害医療センター及び災害医療協力病院へ転送する。

イ 市町村災害医療センターは、中等症患者を中心に受け入れ、その治療にあたる。

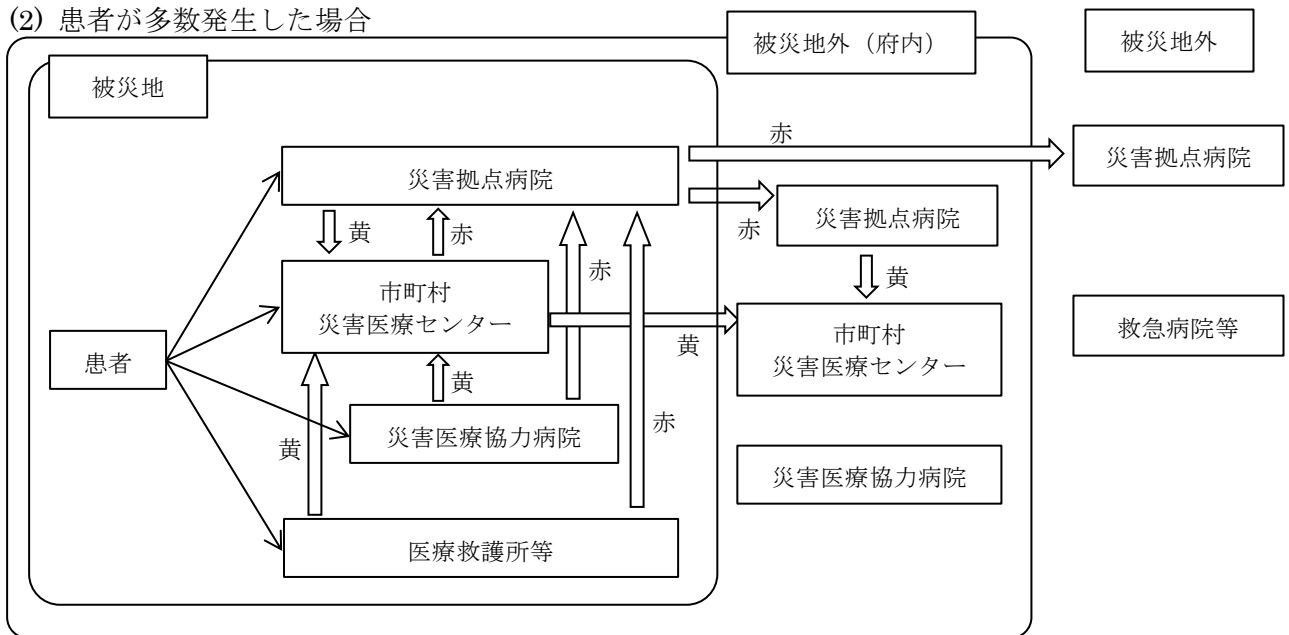
ウ 災害拠点病院は、中等症患者を含む大量の患者が搬送された場合、調整された重症患者を受け入れるとともに、重症度に応じて圏内の市町村災害医療センター及び災害医療協力病院へ患者を分散し、2次トリアージの拠点としての役割を果たす。

(図 3) 災害時の患者の流れ

(1) 患者が比較的少数の場合



(2) 患者が多数発生した場合



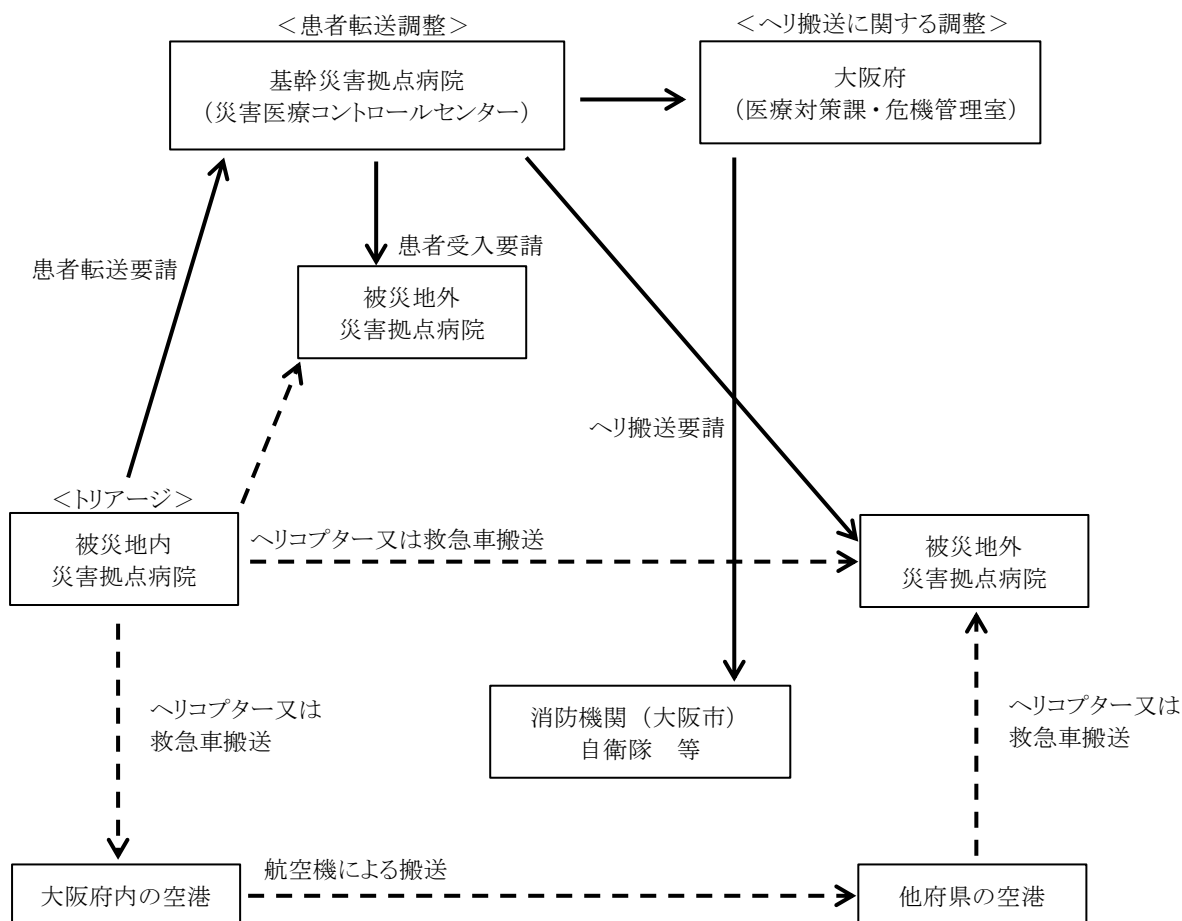
③ 専門医療

大阪府の専門医療担当課は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、呼吸器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等の患者について、特定診療災害医療センター及び各専門医会等関係機関の協力を得て受け入れ病院の調整を行う。

(5) 患者搬送

- ① 被災地内の患者の搬送は、原則として被災地内の救急隊が行う。
- ② 被災地外へ搬送する場合は、原則として被災地外の救急隊及び災害拠点病院のドクターカー等が被災地内の災害拠点病院等へ集結し、患者を被災地外の災害拠点病院等へ搬送する。
- ③ 基幹災害拠点病院は、災害拠点病院間の重症・重篤患者の転院搬送調整及び他府県の災害拠点病院等への患者受け入れ要請を行う。その際、患者搬送にヘリコプター及び航空機を利用する必要があると判断した場合は、医療対策課に搬送要請を行う。
- ④ 医療対策課は、ヘリコプター等による搬送要請を受けた場合は、DMAT 調整本部長や災害医療コーディネーターと協議・調整しながら厚生労働省や関西広域連合等に対し、ドクターヘリの要請を行うほか大阪府政策企画部危機管理室を通じ、消防機関、自衛隊、警察、日本赤十字社、海上保安庁等に要請を行う。また、必要に応じて府内空港等に航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）を設置し、被災地域内で対応困難な重症患者の症状の安定化を図り、被災地域外へ搬送を行う。

(図 4) 広域患者搬送の流れ (ヘリコプター等による患者搬送)



(6) 医薬品、血液等の供給

① 市町村

市町村は、救急・災害医療情報システム等により把握した病院及び救護所のニーズを把握し、必要な医薬品等を供給する。

② 薬務課

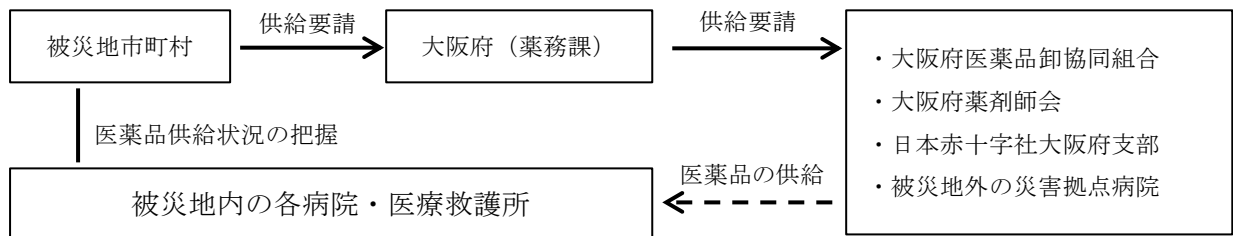
ア 薬務課（大阪府健康医療部薬務課）は大阪府医薬品卸協同組合、大阪府薬剤師会、日本赤十字社をはじめ医薬品等関係団体と連携し災害時に備え、医薬品等の供給体制を構築する。

イ 薬務課は、市町村からの医薬品等の供給要請を受けて必要な医薬品等を供給する。

③ 災害拠点病院

被災地外の災害拠点病院は、自らの医療救護活動に支障の出ない範囲で薬務課の要請を受けて被災地内医療機関に必要な医薬品等を提供する。

(図 5) 医薬品供給の流れ



(7) ライフラインの確保要請

市町村は、救急・災害医療情報システム等により各病院等のライフラインに係るニーズを把握し、医療救護に不可欠な水、電気並びに食料等の病院及び救護所への優先使用を関係機関に要請する。

(8) 遺体の検視・検案

① 保健医療企画課は、警察からの要請を受けた場合は、遺体収容所等に監察医を派遣する。

② 監察医は、所轄警察により検視が行われた遺体の検案及び死体検案書の発行など、必要な協力を行う。

③ 保健医療企画課は、災害が大規模な場合においては、日本法医学会の協力を要請し、監察医を確保する。

3 大規模な事故・事件等（局地型災害）への対応

(1) 災害医療情報の収集・提供

① 医療対策課は、府内で大規模な事故・事件等（自動車、列車、船舶並びに航空機等による事故、危険物等による事故、高層ビルや地下街等における事故、事件等）が発生した場合、消防機関等から通報を受けた大阪府政策企画部危機管理室からの緊急連絡により災害情報を入手する。

② 医療対策課は、府内で大規模な事故・事件等が発生した場合又は発生したと判断した場合は、救急・災害医療情報システムにおける災害運用を行うとともに、災害医療機関に対し、災害医療情報を入力するように同システムの一斉通報で要請する。

③ 災害の発生が夜間・休日の場合には、災害医療コントロールセンターが、医療対策課に代わって入力要請する。

- ④ 災害医療コントロールセンターが入力要請を行った場合は、後刻その旨を医療対策課に連絡する。
- ⑤ 災害医療機関は、府内で大規模な事故・事件等が発生した場合又は発生したと判断した場合は、救急・災害医療情報システムに災害医療情報を入力する。
- ⑥ 大規模な事故・事件等の発生現場に直近の災害拠点病院は、緊急医療班の派遣等を通じて災害医療に必要な情報の把握に努めるとともに、把握した災害医療情報を医療対策課又は災害医療コントロールセンターに報告する。

(2) 緊急医療班の派遣

- ① 府内で大規模な事故・事件等の発生を察知したもの（特に、消防機関）は、直ちに直近の災害拠点病院に把握した災害情報を報告するとともに、緊急医療班の出動要請を行う。
- ② 緊急医療班は、災害の現場や応急救護所、近隣の災害拠点病院等の医療機関において、トリアージ、応急処置等を行う。
- ③ 医療対策課は、府内で大規模な事故・事件等が発生し、現地医療救護活動が必要と判断した場合には、災害拠点病院に対し、災害の現場又は被災地の災害拠点病院等へ緊急医療班の派遣を要請する。
- ④ 災害拠点病院は、府内で大規模な事故・事件等が発生し、消防機関等からの連絡や情報収集等から現地医療救護活動が必要と判断した場合には、医療対策課に連絡のうえ緊急医療班を派遣するものとする。ただし、医療対策課と連絡が取れない場合には、緊急医療班を派遣し、後刻医療対策課に連絡する。

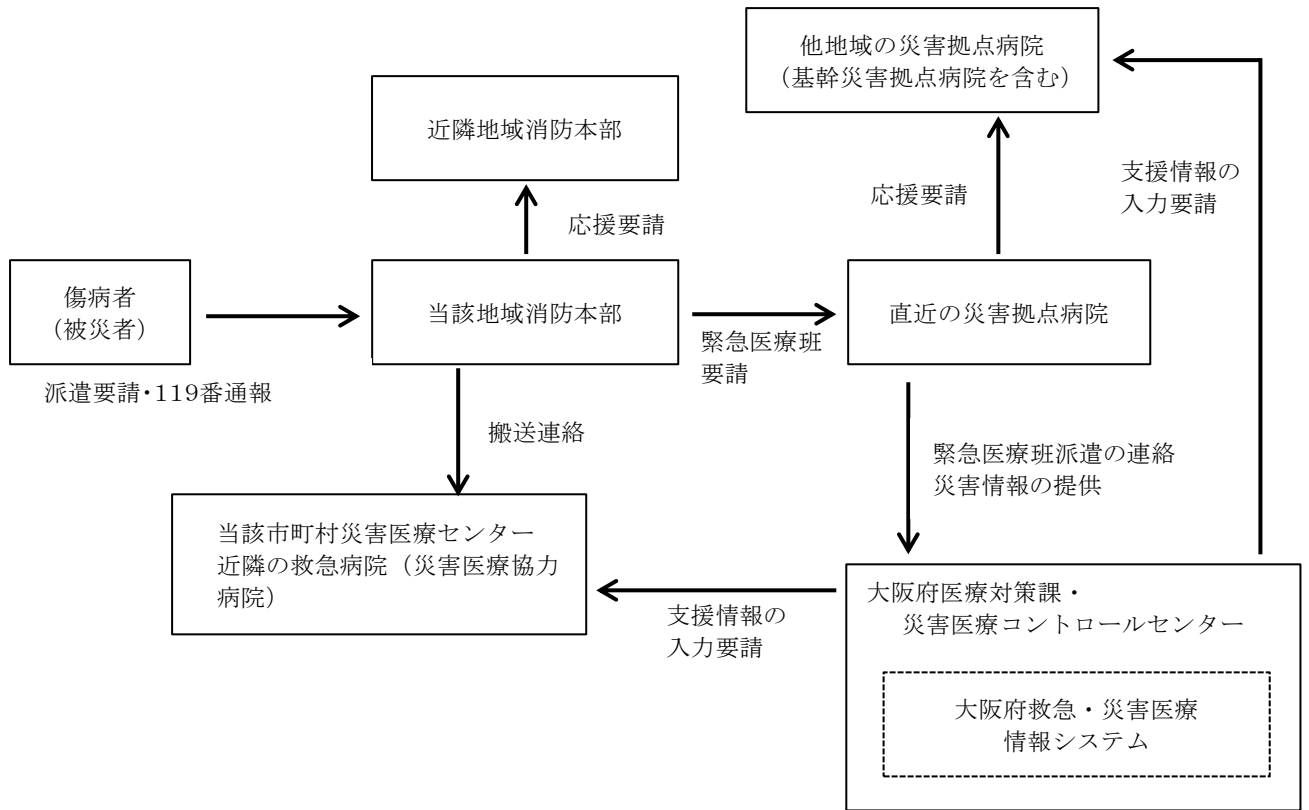
(3) 現地における指揮本部への参画

- ① 直近の災害拠点病院が派遣する緊急医療班は、現地において設定された指揮本部（以下、「現地指揮本部」という。）に参加し、消防機関、警察等関係機関との連携を図る。
- ② 直近の災害拠点病院が派遣する緊急医療班の医師が、現地指揮本部における医療責任者の役割を果たす。
- ③ 医療責任者は、関係機関との情報の共有化を図り、医療対策課及び災害医療コントロールセンターへ必要な情報の報告や要請を行う。

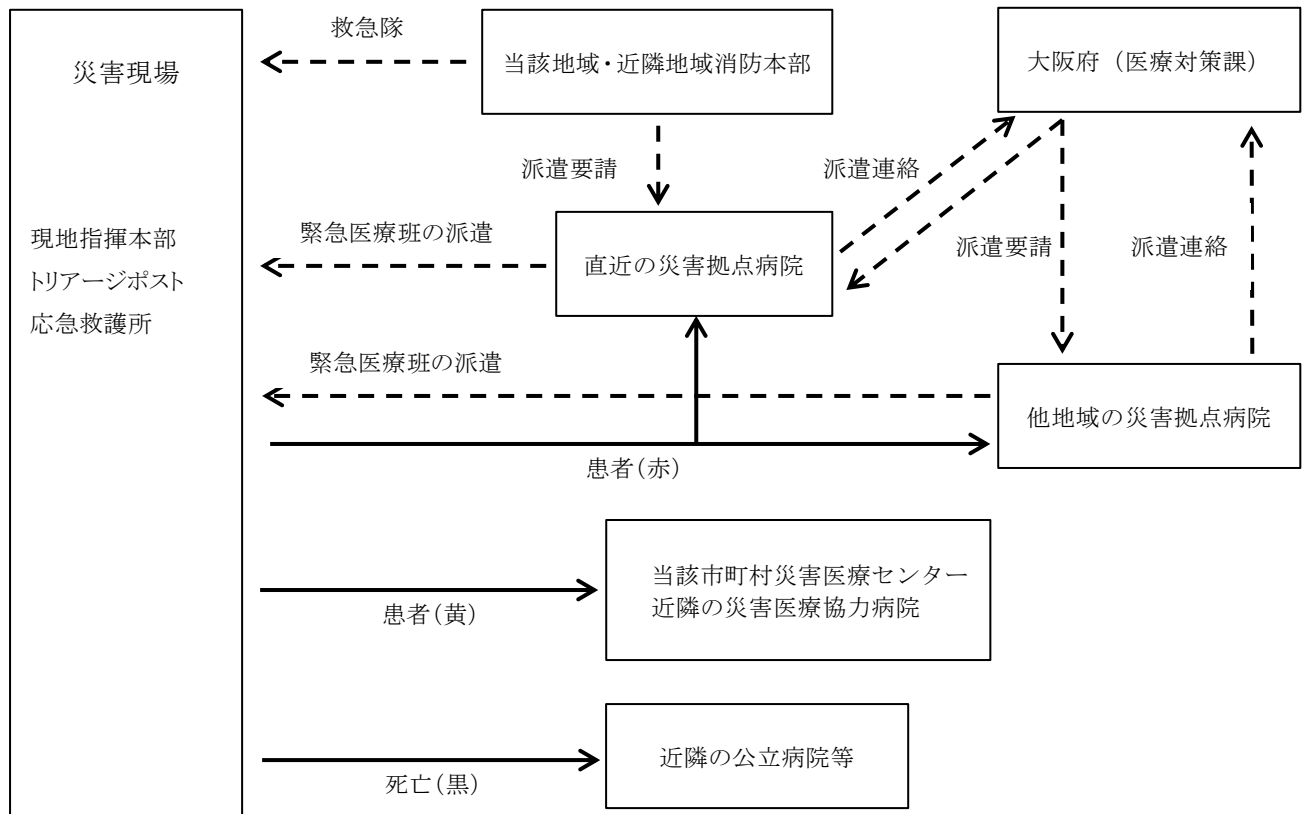
(4) 患者の受け入れ

- ① 現地指揮本部は、同時に複数の重症患者が同一の病院に搬送されないよう留意するとともに、各患者受け入れ先医療機関の受け入れ状況を把握する。
- ② 災害拠点病院は重症・重篤患者（トリアージタグ赤色）を市町村災害医療センター及び近隣の災害医療協力病院は中等症患者（同黄色）を中心に、それぞれ受け入れる。
- ③ 直近の災害拠点病院は、重症・重篤患者について、災害拠点病院間の搬送調整や他府県の災害拠点病院等での患者受け入れが必要と判断した場合は、基幹災害拠点病院に対し調整を要請する。
- ④ 基幹災害拠点病院は、災害拠点病院間の重症・重篤患者の搬送調整及び他府県の災害拠点病院等への患者受け入れ要請を行う。その際、患者搬送にヘリコプター及び航空機を利用する必要があると判断した場合は、医療対策課に搬送要請を行う。
- ⑤ 医療対策課は、ヘリコプター等による搬送要請を受けた場合は、DMAT 調整本部長と協議・調整しながら、厚生労働省や関西広域連合等に対しドクターヘリの要請を行うほか、大阪府政策企画部危機管理室を通じ、消防機関、自衛隊、警察、日本赤十字社、海上保安庁等に要請する。
- ⑥ 死亡等（同黒色）の患者は、近隣の公立病院等が受け入れることを原則とする。

(図 6-1) 大規模な事故・事件等（局地型災害）発生時の情報の流れ



(図 6-2) 大規模な事故・事件等（局地型災害）の場合の緊急医療班派遣と患者の流れ



4 他府県で発生した大規模な自然災害・事故等に対する対応

(1) 災害医療情報の収集・提供

- ① 医療対策課は、他府県で大規模な自然災害・事故等が発生し、情報収集等により医療支援が必要と判断した場合には災害拠点病院に対し大阪府の救急・災害医療情報システムへ患者受け入れ等の支援情報を入力するよう同システムの一斉通報で要請する。
- ② 災害の発生が夜間・休日の場合には、災害医療コントロールセンターが、医療対策課に代わって入力要請する。
- ③ 災害医療コントロールセンターが入力要請を行った場合は、後刻その旨を医療対策課に連絡する。
- ④ 災害拠点病院は、医療対策課から入力要請があった場合又は情報収集等により、患者受け入れ等の支援情報を入力することが必要と判断した場合には、支援情報を入力する。
- ⑤ 基幹災害拠点病院は、重症・重篤患者の受け入れについて府内の災害拠点病院間の調整を行い、受け入れ可能数等の情報を収集する。
- ⑥ 医療対策課及び基幹災害拠点病院は、救急・災害医療情報システム等を用いて被災府県及び被災府県の基幹災害拠点病院等に支援情報を提供する。

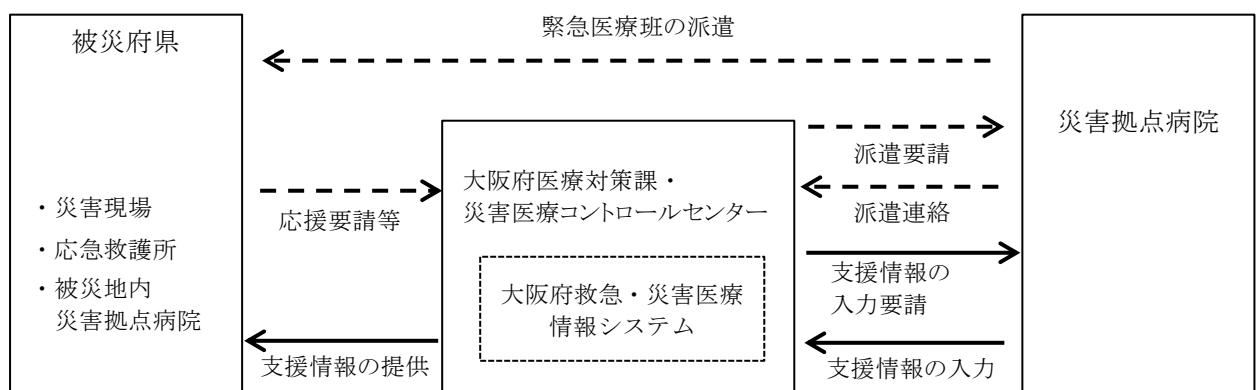
(2) 緊急医療班等の派遣

- ① 医療対策課は、他府県で大規模な自然災害・事故等が発生し、被災府県等から応援要請があった場合又は情報収集等から現地医療救護活動が必要と判断した場合には、災害拠点病院に対し、災害の現場又は被災地の災害拠点病院等へ緊急医療班の派遣を要請する。
- ② 災害拠点病院は、他府県で大規模な自然災害・事故等が発生し、消防機関等からの連絡や情報収集等から現地医療救護活動が必要と判断した場合には、医療対策課に連絡のうえ緊急医療班を派遣するものとする。ただし、医療対策課と連絡が取れない場合には、緊急医療班を派遣し、後刻医療対策課に連絡する。
- ③ 緊急医療班は、現地での医療救護活動にあたっては、災害医療の中心となる災害拠点病院等の指揮により行うことを基本とし、情報の共有化を図りながら対応する。
- ④ 緊急医療班を派遣した災害拠点病院は、緊急医療班を通じて現地の状況や患者搬送に関する情報を収集し、医療対策課又は災害医療コントロールセンターへ報告する。

(3) 重症・重篤患者の受け入れ

- ① 基幹災害拠点病院は、被災府県からの重症・重篤患者の受け入れについて、災害拠点病院を中心に救急・災害医療情報システム等を用いて調整する。

(図 7) 他府県で災害が発生した場合の支援情報の提供と緊急救護班派遣の流れ



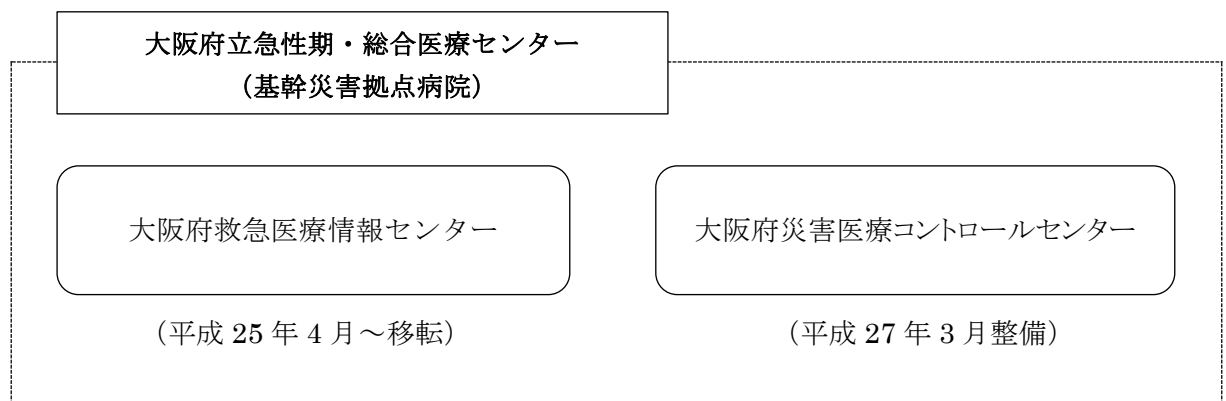
大阪府災害時医療救護活動マニュアル（平成 28 年 1 月改定）の主な改正内容について

(1) 災害発生時の大阪府の組織体制を明示した。

- ・大阪府の組織体制として、大阪府災害対策本部の下に、医療救護全体の調整を行う災害医療本部を、府保健所内に地域の医療救護全体の調整を行う地域災害医療本部を設置する。
- ・DMAT に関する指揮・調整を行うため、基幹災害拠点病院である大阪府立急性期・総合医療センター内に整備した大阪府災害医療コントロールセンターに DMAT 調整本部を設置する。
- ・医療搬送の調整を行うため、必要に応じて DMAT・SCU 本部を設置する。

(2) 夜間・休日の発災時に対応する機関を災害医療コントロールセンターに改めた。

- ・これまで、災害の発生が夜間・休日の場合には、救急医療情報センター又は基幹災害拠点病院が医療対策課に代わって、システムの入力要請等を行うとしていたが、救急医療情報センターが基幹災害拠点病院（大阪府立急性期・総合医療センター）に移転したため、併記する必要がなくなった。
- ・今後は、大阪府立急性期・総合医療センター内に整備した災害医療コントロールセンターが、夜間・休日に発災した場合の入力要請等の役割を担うため、「災害医療コントロールセンター」に統一する。



(3) DMAT 調整本部長・災害医療コーディネーターについて明示した。

- ・医療救護班の派遣調整やヘリ搬送の要請等にあたって、大阪府（医療対策課）は DMAT 調整本部長や大阪府が委嘱した災害医療コーディネーターと協議・調整を行う。

(4) その他、文言の修正等、規定整備を行った。

- ・「基幹災害医療センター」及び「地域災害医療センター」を、「基幹災害拠点病院」及び「地域災害拠点病院」に改める。
- ・「広域災害・救急医療情報システム」を「救急・災害医療情報システム」に改める。
- ・組織改正に伴う、大阪府の関係課名称を修正する等の規定整備

地区防災計画一覧【校区自主防連携型】

令和 6 年 2 月現在

計画名称	計画策定主体	関係資料	策定・更新日
三宝校区地区防災計画カルテ	三宝校区連合町会 災害対策委員会	避難所運営マニュアル	規定：令和 2 年 10 月 更新：
錦西校区地区防災計画	錦西校区地区防災計画	避難所運営マニュアル	規定：令和 2 年 2 月 更新：
安井校区地区防災計画	安井校区自主防災会	—	規定：令和 5 年 3 月 更新：
深阪校区地区防災計画	深阪校区自主防災会	—	規定：令和 4 年 3 月 更新：
深井西校区地区防災計画	深井西校区自主防災会	—	規定：令和 5 年 3 月 更新：
八田荘校区地区防災計画	八田荘校区自主防災会	—	規定：令和 5 年 3 月 更新：：
八田荘西校区地区防災計画	八田荘西校区自主防災会	—	規定：令和 5 年 3 月 更新：
鳳校区地区防災計画	鳳校区自治連合会 自主防災隊	—	規定：令和 2 年 2 月 更新：
鳳南校区地区防災計画	鳳南校区自主防災会	—	規定：令和 2 年 2 月 更新：
上野芝校区地区防災計画	上野芝校区自主防災会	避難所運営マニュアル	規定：令和 2 年 2 月 更新：
向丘校区地区防災計画	向丘校区防災会	避難所運営マニュアル	規定：令和 2 年 2 月 更新：
浜寺東校区地区防災計画	浜寺東自主防災会	避難所運営マニュアル	規定：令和 4 年 3 月 更新：
福泉校区地区防災計画	福泉校区自主防災委員会	避難所運営マニュアル	規定：令和 2 年 2 月 更新：
福泉東校区地区防災計画	福泉東校区自主防災隊	避難所運営マニュアル	規定：令和 2 年 2 月 更新：
福泉上校区地区防災計画	福泉上校区自主防災会	避難所運営マニュアル	規定：令和 4 年 3 月 更新：
浜寺石津校区地区防災計画	浜寺石津校区自主防災会	避難所運営マニュアル	規定：令和 5 年 3 月 更新：
家原寺校区地区防災計画	家原寺校区自主防災会	避難所運営マニュアル	規定：令和 5 年 3 月 更新：
平岡校区地区防災計画	平岡校区自主防災会	避難所運営マニュアル	規定：令和 6 年 2 月 更新：
上神谷地区防災計画	上神谷地区自主防災会	避難所運営マニュアル	規定：令和 2 年 2 月 更新：
御池台校区地区防災計画	御池台校区自主防災会	—	規定：令和 2 年 2 月 更新：
美木多校区地区防災計画	美木多校区自主防災会	指定避難所開設初動マニュアル	規定：令和 5 年 3 月 更新：
高倉台地区防災計画	高倉台校区自主防災会	指定避難所開設初動マニュアル 土砂災害に関する避難確保計画	規定：令和 6 年 2 月 更新：
金岡校区地区防災計画	金岡校区自主防災会	自主防災訓練指導マニュアル 単位自治会活動マニュアル	規定：令和 2 年 2 月 更新：令和 6 年 2 月
新金岡校区地区防災計画	新金岡校区自主防災会	避難所運営マニュアル	規定：令和 5 年 3 月 更新：
百舌鳥校区地区防災計画	百舌鳥校区自主防災委員会	避難所運営マニュアル	規定：令和 5 年 3 月 更新：
五箇荘校区地区防災計画	五箇荘校区自主防災委員会	—	規定：令和 6 年 2 月 更新：
平尾校区地区防災計画	平尾校区自主防災会	避難所運営マニュアル(みはら大地幼稚園) 避難所運営マニュアル(平尾小学校)	規定：令和 2 年 10 月 更新：

資料 3-10

美原西校区地区防災計画	美原西校区自主防災会	—	規定：令和 4 年 3 月 更新：
黒山校区地区防災計画	黒山校区自主防災会	—	規定：令和 5 年 3 月 更新：
八上校区地区防災計画	八上校区自主防災会	—	規定：令和 5 年 3 月 更新：